

## 個人情報保護の国内外の動きとシステム監査

個人情報保護専門監査人部会 個人情報保護専門調査員  
富士通株式会社 桃澤 正和

# 目次

---

- ▶ 活動内容のご紹介
  
- ▶ 国内の動向
  - ▶ マイナンバー法案
  
- ▶ 海外の動向
  - ▶ EUデータ保護指令改定
  - ▶ Googleプライバシーポリシー改定

---

# 活動内容のご紹介

# 活動内容のご紹介

---

## ▶ 2012年度活動状況

### ▶ 第43回～第48回 計 6回開催

## ▶ 主な活動内容

### ▶ マイナンバー法案の動向調査

### ▶ EUデータ保護指令改正の動向調査

#### ▶ 参考文献

#### ▶ EUデータ保護指令改定に関する調査・分析報告書 JEITA

#### ▶ 個人情報保護制度における国際的水準に関する報告書

消費者庁個人情報保護委員会

など

---

# 国内の動向

# マイナンバー法案

---

## ▶ 情報提供ネットワークシステム

マイナンバー制度の中核システムとして行政機関や自治体の間で住民の個人情報を連携させる「情報提供ネットワークシステム」は、以下のような調達スケジュールになる見通しである

- ▶ 本調達の公告:2013年11月15日ころ
- ▶ 提案書の受け付け期限:2014年1月14日ころ
- ▶ 落札事業者の決定:2014年2月半ばころ

# マイナンバー法案

---

## ▶ マイ・ポータル

住民が自身の情報が行政機関にどのように利用されているかを確認するための仕組みである「マイ・ポータル」は、全体のスケジュールを2カ月ほど後ろにずらして進める

- ▶ 本調達の公告:2014年1月下旬
- ▶ 提案書の受け付け期限:2014年3月24日ころ
- ▶ 落札事業者の決定:2014年4月半ばころ

# マイナンバー法案

---

- ▶ 個人情報の漏えいと不正利用防止
  - ▶ 政府・行政機関が保有する個人情報の内容やアクセス記録の本人確認
  - ▶ 監視・監督にあたる第三者機関「特定個人情報保護委員会」(7名)
  - ▶ 罰則規定: 4年以下の懲役または200万円以下の罰金



---

# 海外の動向

# EUデータ保護指令改定

---

## ▶ 主な改定内容

- ▶ 指令(Directive)から規則(Regulation)に格上げ
- ▶ 個人データ保護の権利の強化
  - ▶ 自己情報コントロール権の強化(忘れられる権利など)
  - ▶ 個人が権利行使する手段の改善
  - ▶ データセキュリティ強化
  - ▶ 管理者(controller)や処理者(processer)の説明責任の強化
  - ▶ 「個人データ」の範囲の拡大の可能性
- ▶ EU域内でのデータ保護ルールの一元化
- ▶ グローバル環境でのデータ保護ルールの詳細化

# EUデータ保護指令改定

---

## ▶ JEITA:

### EUデータ保護指令改定に関する調査・分析 報告書

#### ▶ 調査の背景

今回のEUデータ保護指令改定で、規制が強化された側面が大きく、日本企業の事業環境に与える影響は少なくないと考えられるため日本企業にとっての問題点・課題を整理している

#### ▶ 総論

個人情報保護法よりもEU指令よりのプライバシーマーク制度であっても、EU規則案よりも緩やかである

- ▶ プロファイリングを受けない権利の規定がない
- ▶ 第三国への個人情報移転を禁じていない
- ▶ 独立的な監督機関(第三者機関)に関する規定がない 等

# EUデータ保護指令改定

---

## ▶ JEITA:

### EUデータ保護指令改定に関する調査・分析 報告書

#### ▶ EUデータ保護指令改定の日本企業への影響

EU域外の日本企業等であっても、下記に該当するようなオンラインサービス事業者、パーソナルクラウド事業者、オンライン広告事業者、スマートフォンアプリ事業者等には、EU規則が適用される

- ▶ EUに居住する個人に商品やサービスを提供している場合
- ▶ EUに居住する個人の行動をモニターしている場合

⇒ 日本企業は国内法とEU規則の二重遵守を強いられ、多大な追加的負担が発生すると考えられる

# EUデータ保護指令改定

---

## ▶ 考察

実態として、日本国内で困っている企業はなさそうに見える

- ▶ 現地法人を使うなどして回避できているのでは？
- ▶ EUから日本企業に対する強制力がはたらかないのでは？

## ▶ システム管理基準

I. 情報戦略 1.3 全体最適化計画の策定

(2) 全体最適化計画は、コンプライアンスを考慮すること。

⇒外部専門家(現地の弁護士等)を用意する必要がある

# Googleプライバシーポリシー改定

2012年1月24日

Googleがプライバシーポリシーを整理統合する方針を発表

2012年2月3日

EUのデータ保護に関する第29条作業部会から情報提出の要請を受けた

2012年2月18日

CNILは第29条作業部会の依頼を受けて新ポリシーの初回分析を実施し、「Googleの新ポリシーは欧州のデータ保護指令の条件を満たしていない」との仮判断を下した

2012年3月1日

Googleがプライバシーポリシーを改定

2012年3月16日

CNILがEUを代表して調査を続け、69項目の公開質問状を送付

# Googleプライバシーポリシー改定

2012年10月16日

CNILはGoogleに対して警告

- ・法的な「不規則性」を示しており、欧州の法律を「順守していない」可能性がある
- ・範囲が「広すぎ」であり、ユーザーがもっと自分のデータを管理できるようにすべき

第29条作業部会は、CNILの勧告に応じるまで3~4か月の猶予を与えた

2013年2月18日

CNILが声明を発表

- ・Googleは正確な回答を全く渡してこない
- ・4か月の期限が過ぎても明確な回答がなかったと批判

2013年2月28日

CNILは「Googleの協力を得ながら同社への調査を続け、必要な措置を取ることを決定した」という内容のニュースリリースを発表  
夏前には何らかの措置が実行される見通し

# Googleプライバシーポリシー改定

---

## ▶ Google検索の「サジェスト機能」を巡る訴訟でGoogle敗訴

検索サイト「グーグル(Google)」利用者の男性が、自分の名前をGoogleに入力すると、身に覚えのない犯罪行為が表示されるとして、米Googleに表示をやめるように求めて提起していた訴訟で、2013年4月15日、東京地方裁判所において判決が言い渡された。東京地裁は「無関係の単語を閲覧しやすい状況を放置し、男性の社会的評価を低下させた」として名誉棄損やプライバシー侵害に当たると認定。Googleに対して表示の停止と慰謝料30万円の支払いを命じた。

出典：<http://itpro.nikkeibp.co.jp/article/NEWS/20130417/471481/>



# Googleプライバシーポリシー改定

---

## ▶ 考察

特に設計段階でのコンプライアンスを考慮する必要がある  
リリース後の変更は、運用面、費用面において負担が大きくなる

## ▶ システム管理基準

I. 情報戦略 6. コンプライアンス

(5) 法令、規範及び情報倫理規程の遵守状況を評価し、  
改善のために必要な方策を講じること。

# 個人情報保護専門監査人ブログのご紹介

## ▶ URL

<http://blog.livedoor.jp/cmapp/archives/23980553.html>

個人情報保護専門監査人のブログ

< 私たちは個人情報保護専門監査人です | 第47回 研究会を開催しました >

2013年02月28日 00:07 | by [cmapp](#)

### このブログのご紹介

このブログは  
システム監査学会が認定した個人情報保護専門監査人が組織する個人情報保護専門監査人部会に所属する監査人が、個人の資格で、個人情報保護と関係するシステム監査に関する思い、研究成果、普段の思いをお伝えすることを目的とするものです。

システム監査学会の公式なブログではありませんが、システム監査学会の個人情報保護専門監査人部会が立ち上げ、管理するものです。

システム監査学会個人情報保護専門監査人であれば、どなたでもこの場で発言できます。登録希望の方は、システム監査学会事務局を通じて部会長の稲垣隆一までご連絡下さい。

ツイート いいね! 0

ギャラリー

2013年2月 >>

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28		

最新記事

- [第47回 研究会を開催しました](#)
- [このブログのご紹介](#)
- [私たちは個人情報保護専門監査人です](#)